

令和元年 9 月 4 日

株式会社デザインアーク

消費税法改正に伴う料金改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2019 年 10 月 1 日より消費税が 10%に引き上げられることが確定いたしました。つきましては、商品及びサービス料金にかかる消費税の弊社取り扱いについてご案内申し上げます。

記

- ① レンタルプラン ご契約期間が 9 月開始の場合
月額レンタル料金について、9 月ご利用開始日～30 日までを 8%、10 月 1 日以降は 10%でご請求致します。
<例：9 月 10 日お申し込み 9 月 20 日ご契約開始のお客様のケース>
月額レンタル料金：9 月 20 日から 30 日までの日割りレンタル料（消費税率 8%）
+10 月 1 日から 19 日までの日割りレンタル料（消費税率 10%）
- ② レンタルプラン ご契約期間が 10 月開始の場合
月額レンタル料金は消費税率 10%でご請求致します。
- ③ リースプラン ご契約期間が 9 月開始の場合
月額リース料金はご契約期間終了まで 8%でご請求致します。
- ④ リースプラン ご契約期間が 10 月開始の場合
月額リース料金はご契約期間終了まで 10%でご請求致します。

ご不明な点等ございましたら、お問合せくださいますようお願いいたします。

以上